

「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案」等に対する御意見・御質問に対する警察庁の考え方について

1 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案について

No.	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
<b>▼金銭等に類する財産について(施行令案第4条関係)</b>		
1	施行令案第4条において保険契約に係る記載がないため、保険契約の契約者が契約者変更により公告国際テロリストになる場合であっても、当該変更の際に許可証の提示は不要との理解でよいか。	そのとおりです。
2	施行令案第4条において預金(預金払戻請求権)に係る記載がないため、公告国際テロリストの預貯金口座の残高は法第17条第1項の規定による規制対象財産の提出命令の対象とならないという理解でよいか。	そのとおりです。
3	電子マネーを記録できるカードについても規制対象財産にしてもらいたい。	施行令案第4条において規制対象財産の一つとして前払式支払手段を規定しており、いわゆる電子マネーを記録するカード等もこれに該当すれば規制対象財産となります。
<b>▼規制対象財産の基準となる額について(施行令案第5条関係)</b>		
4	規制対象財産の基準となる額を10万円としてもらいたい。	法第9条第1号から第3号までにおいて規制される行為には、日常生活で頻繁に行われるものもあるところ、こうした日常的な少額の金銭の取引についてまで許可制に係らしめることは実効性に乏しく、また、その必要性も乏しいと考えられます。このため、規制対象財産の基準となる額は、こうした日常生活において頻繁に行われ得る取引の目安と考えられる額として1万5千円としています。
5	規制対象財産の基準となる額を1万5千円とするのは高すぎる。	
6	規制対象財産の基準となる額を1万5千円とした理由は何か。	

7	規制対象財産の基準となる額である1万5千円は、消費税等を除いた額なのか。一般小売価格なのか。	規制対象財産の基準となる額である1万5千円を超えるか否かを判断するに当たっては、貴金属、土地、建物等の市場価格があるものについては行為時における市場価格（消費税等を除いた額）を、また、外貨建ての財産については行為時における円に換算した額をそれぞれ基準とします。ただし、これらの価格（額）は随時変動していることから、当該行為を行う当事者が、規制対象財産の基準となる額を超えるか否かを判断するに当たっては、当該行為時に知り得る（通常取引において使用している）市場価格、レートを基準として差し支えありません。
8	貴金属、土地及び建物に関し、規制対象財産の基準となる額である1万5千円を超えるものと判断する基準は何か。また、外貨建ての財産について1万5千円を超えるものと判断する基準は何か。	規制対象財産の基準となる額を超えるか否かは、財産の種類毎に判断されます。したがって、規制対象財産となり得る同種の財産について、同一の公告国際テロリストと同時に取引する場合、当該財産の合計額が1万5千円を超えていれば、規制対象財産となります（例えば、公告国際テロリストが1万円のダイヤモンド1個と1万円のルビー1個の贈与を受ける行為は、許可を受ける必要があります。）。
9	同一の公告国際テロリストと1万5千円以下の財産を複数同時に取引することで、その合計額が1万5千円を超える場合には、規制対象財産に該当するという理解でよいか。	規制対象財産の基準となる額を超えるか否かは、財産の種類毎に判断されます。したがって、規制対象財産となり得る同種の財産について、同一の公告国際テロリストと同時に取引する場合、当該財産の合計額が1万5千円を超えていれば、規制対象財産となります（例えば、公告国際テロリストが1万円のダイヤモンド1個と1万円のルビー1個の贈与を受ける行為は、許可を受ける必要があります。）。
<b>▼預貯金に係る債務について（施行令第6条第1号関係）</b>		
10	公告国際テロリストの預貯金口座から国内の他の預貯金口座へ送金することは、「預貯金（定期積金、掛金及び預け金を含む。）に係る債務」の履行をすることに当たるのか。	そのとおりです。
11	公告国際テロリストの預貯金口座に送金することは、「預貯金（定期積金、掛金及び預け金を含む。）に係る債務」の履行をすることに当た	公告国際テロリストの預貯金口座に送金する行為は、「預貯金（定期積金、掛金及び預け金を含む。）に係る債務」の履行には当たりま

	<p>るのか。その場合、送金依頼を受けた銀行が、送金に際し、送金受取人が公告国際テロリストであり、許可を得ていることを確認する義務を負うのか。</p>	<p>せん。</p>
12	<p>公告国際テロリストの預貯金口座からの引落しは、「預貯金（定期積金、掛金及び預け金を含む。）に係る債務」の履行をすることに当たるのか。公共料金や公租公課等の自動引き落としもこれに当たるのか。</p>	<p>公告国際テロリストの預貯金口座からの送金に当たる行為は、振替、引落としといった名称の如何を問わず、「預貯金（定期積金、掛金及び預け金を含む。）に係る債務」の履行に当たります。</p>
13	<p>公告国際テロリストの預貯金口座に誤って振り込まれた金銭の組戻しは、「預貯金（定期積金、掛金及び預け金を含む。）に係る債務」の履行をすることに当たるのか。</p>	<p>誤って振り込まれた金銭の組戻しが、公告国際テロリストの預貯金口座からの送金に当たらないのであれば、「預貯金（定期積金、掛金及び預け金を含む。）に係る債務」の履行をすることには当たりません。</p>
14	<p>公告国際テロリストに対する貸出金債権と公告国際テロリストが有する預金債権の相殺は、「預貯金（定期積金、掛金及び預け金を含む。）に係る債務」の履行をすることに当たるのか。</p>	<p>「預貯金（定期積金、掛金及び預け金を含む。）に係る債務」の履行とは、預貯金口座からの引出し、送金を指すもので、預金に係る債権の相殺は「預貯金（定期積金、掛金及び預け金を含む。）に係る債務」の履行には当たりません。</p>
15	<p>公告国際テロリストが有する預貯金口座に対して利息を支払うことは「預貯金（定期積金、掛金及び預け金を含む。）に係る債務」の履行をすることに当たるのか。</p>	<p>「預貯金（定期積金、掛金及び預け金を含む。）に係る債務」の履行とは、預貯金口座からの引出し、送金を指すもので、その口座に対して利息を支払うことは当該債務の履行には当たりません。</p>
16	<p>施行令案第6条第1号にある「預け金」は、貯蓄性のあるものに限るのか。そうであるならば、貯蓄性のある預け金に限ることについて明文化してもらいたい。</p>	<p>施行令案第6条第1号に規定する「預け金」とは、広く一般の個人相互間で行われる消費寄託に係る金銭を指し、必ずしも貯蓄性は要件とされていません。</p>
17	<p>施行令案第6条第1号にある「預け金」には、信託に係る金銭を含むのか。</p>	<p>施行令案第6条第1号に規定する「預け金」とは、広く一般の個人相互間で行われる消費寄託に係</p>

		る金銭を指すため、信託に係る金銭はこれに含まれません。
18	公告国際テロリストの死亡後、当該者が未だ公告されている段階で、相続人により分割承継された預金の払戻しは、「預貯金（定期積金、掛金及び預け金を含む。）に係る債務」の履行をすることに当たるのか。	公告国際テロリストの預貯金口座が分割承継された時点で、当該分割承継した者が公告国際テロリストでない限り、法の規制の対象とはなりません。
<b>▼保険契約等に基づく満期保険金等の支払に係る債務について（施行令第6条第2号関係）</b>		
19	公告国際テロリストから保険契約の解約及び解約返戻金の支払請求を受けた場合又は告知義務違反等により保険会社から保険契約を解除する場合には、契約解除の効力は生ずるものの、解約返戻金については、公告国際テロリストに該当している間は、許可証の提示がない限り、支払ってはならないとの理解でよいか。	<p>保険契約等に基づく解約返戻金の支払が規制される点はそのとおりです。</p> <p>なお、法は、保険契約等に基づく解約返戻金等の支払に係る債務の履行を制限しているものの、その契約上の効力等に関する規定はありません。したがって、保険契約等の効力については、民法等の関連法令にしたがって処理されるものと考えられます。</p>
20	死亡保険金等の期日到来によらない保険金の支払は、施行令第6条第2号で制限されない一方、学資保険等の生存給付金等の期日到来による保険金の支払は、施行令第6条第2号で制限されるとの理解でよいか。	そのとおりです。
<b>▼金銭の貸借契約に基づく借入金の返還に係る債務について（施行令第6条第3号関係）</b>		
21	公告国際テロリストから貸付金の弁済を受ける行為は、「金銭の貸借契約に基づく借入金の返還に係る債務（当該債務の保証に係る債務を含む。）」の履行をすることに当たるのか。	施行令第6条第3号に規定する「金銭の貸借契約に基づく借入金の返還に係る債務（当該債務の保証に係る債務を含む。）」とは、公告国際テロリストから金銭を借りていた者の公告国際テロリストに対して有する金銭債務を指しており、公告国際テロリストから貸付金の弁済を受ける行為はこれに当たりません。

22	<p>公告国際テロリストが貸し付けていた金銭の返還を受ける行為は、「金銭の貸借契約に基づく借入金の返還に係る債務（当該債務の保証に係る債務を含む。）」の履行をすることに当たると理解して良いか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
23	<p>公告国際テロリストから、過去の貸金債権について過払金返還請求を受けたために、これを支払う行為は、「金銭の貸借契約に基づく借入金の返還に係る債務（当該債務の保証に係る債務を含む。）」の履行をすることに当たるのか。</p>	<p>過払金返還請求に基づく公告国際テロリストに対する支払は、「金銭の貸借契約に基づく借入金の返還に係る債務（当該債務の保証に係る債務を含む。）」の履行には当たりません。</p>
24	<p>事業者等が、公告国際テロリストを借主とする金銭貸借契約に係る債務を保証する行為は、「金銭の貸借契約に基づく借入金の返還に係る債務（当該債務の保証に係る債務を含む。）」の履行をすることに当たらないと理解してよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>

2 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則案について

No.	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
<b>▼名簿記載に係る公告事項について(施行規則案第1条関係)</b>		
25	国際連合安全保障理事会決議に基づく財産凍結等の措置の対象となる国際テロリストには、住所や生年月日等が不明の者がいるが、そうした者も公告されるとの理解でよいか。	住所や生年月日等が不明であっても、法の要件に当たる者であれば、公告国際テロリストとして公告されます。
<b>▼許可証の様式について(施行規則案第20条関係)</b>		
26	許可証に、当該許可に係る行為をした日付・金額等を記録する欄を設け、許可証に基づく取引の履歴が分かるようにしてもらいたい。	法の許可は、特定の一回限りの行為に係るものであるため、許可証に御指摘のような欄を設けることは不要と考えます。
<b>▼民間事業者等への情報の提供等について(施行規則案第40条関係)</b>		
27	公告国際テロリストのデータは官報以外でも提供されるのか。	警察では、公告国際テロリストの財産の凍結等の措置が適正かつ円滑に行われることを確保するため、官報に掲載した公告国際テロリストに関する情報を警察庁ホームページ等において提供する予定です。 なお、施行規則案第1条及び第5条にあるとおり、官報に掲載する公告国際テロリストに関する情報の中には、公告国際テロリストの別名等も含まれます。
28	公告国際テロリストの情報を周知徹底してもらいたい。また、公告国際テロリストの別名等の情報も周知してもらいたい。	
29	施行規則案第40条の「必要な情報の提供その他の援助」として具体的などのような施策を考えているのか。	

### 3 その他

No.	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
<b>▼施行時期について(施行令案附則第1号、施行規則案附則、意見聴取規則案附則第1号関係)</b>		
30	早期に施行してもらいたい。	<p>今回意見の募集を行った政令案等は、一部を除き、いずれも未施行である法に関するものであるため、その施行期日を法の施行の日（平成27年10月5日）より早めることはできません。</p> <p>なお、法の施行期日は、公布の日（平成26年11月27日）から起算して1年を超えない範囲内で政令で定めることとされているところ、これを平成27年10月5日としたのは、法が国際連合安全保障理事会決議第1267号、第1373号等を踏まえ、これらの決議の確実な履行を図るために国際テロリストの財産を凍結する等の措置について必要な事項を定めるものであり、可能な限り早期に施行する必要がある一方、国民に対する十分な周知期間を確保する必要があること等を勘案したためです。</p>
<b>▼その他</b>		
31	賛成する。	警察では、今後も引き続き、テロ資金対策を含む各種テロ対策に万全を期してまいります。